

## 園章の選定方法について

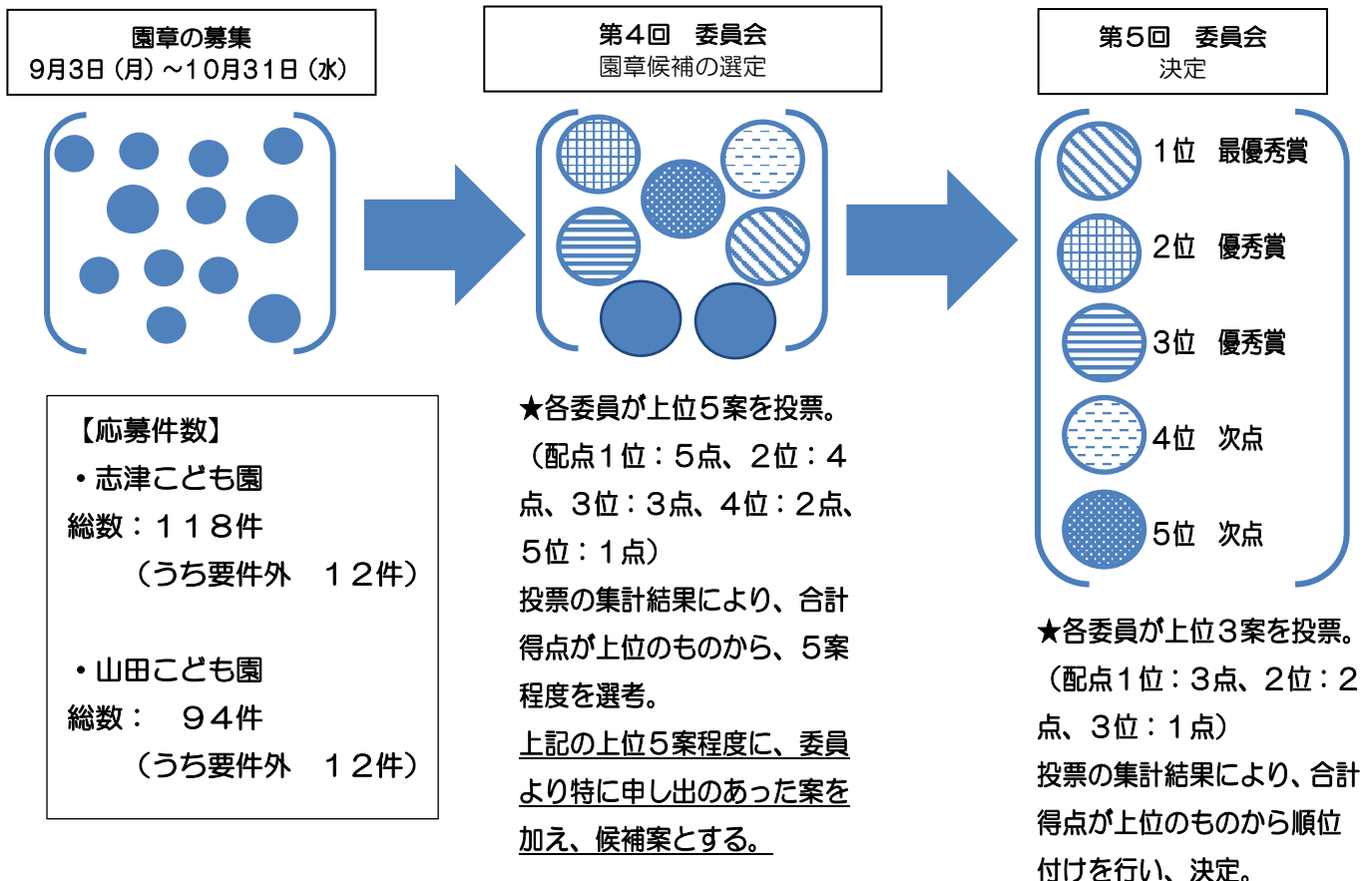
平成 27 年度および平成 28 年度の考え方

＜平成 27 年度および平成 28 年度の草津市立認定こども園園名等選定委員会より＞  
 矢橋ふたばこども園、笠縫東こども園、草津中央おひさまこども園の園章・園歌の選定は、  
草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領をもとに選定 ⇒ P. 3、4

平成 30 年度（案）

志津こども園および山田こども園の園章の選定も平成 27 年度および平成 28 年度の考え方を継承する。  
 ⇒ P. 2

### 【園章決定までの流れ】



※最優秀賞には、賞金 2 万円をお渡しします。

## 草津市立認定こども園園章選定要領 (案)

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立志津こども園および草津市立山田こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則 (抜粋)

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## <参考>

平成28年度

### 草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における（仮称）草津市立認定こども園の園章・園歌（歌詞）の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章・園歌（歌詞）の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章および園歌（歌詞）について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章および園歌（歌詞）について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章および園歌（歌詞）について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章・園歌（歌詞）の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

#### ① 園章

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

#### ② 園歌（歌詞）

- ・子どもが歌いやすい
- ・明るく、親しみやすく、感情豊かであること
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則（抜粋）

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## <参考>

平成27年度

### 草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における（仮称）草津市立矢橋ふたばこども園および（仮称）草津市立笠縫東こども園の園章・園歌（歌詞）の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章・園歌（歌詞）の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章および園歌（歌詞）について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章および園歌（歌詞）について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章および園歌（歌詞）について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章・園歌（歌詞）の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

#### ① 園章

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

#### ② 園歌（歌詞）

- ・子どもが歌いやすい
- ・明るく、親しみやすく、感情豊かであること
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

## ■草津中央おひさまこども園（平成28年度）

### 【園章】

応募数 園章 81作品



#### ＜園章趣旨＞

「おひさま」と「チューリップ」と「中央」の文字を基調に未来に輝き花咲く草津中央おひさまこども園を象徴的に表現しました。伝統的で、シンプルで、親しみやすく、多くの人々に長く愛されるデザインです。

## ■笠縫東こども園（平成27年度）

### 【園章】

応募数 園章 53作品



#### ＜園章趣旨＞

「子ども」の“子”と「笠縫東」の“か”を組み合わせ、その中に幼児をイメージさせる顔を配して、笑顔があふれる園を表しています。

## ■矢橋ふたばこども園（平成27年度）

### 【園章】

応募数 園章 52作品



#### ＜園章趣旨＞

矢橋ふたばこども園の頭文字「や」を丸くデフォルメして、中心にこどもの笑顔を入れることで、こども園の輪を、そして、上の「や」の点にあたる部分を、ふたばに見立て、こどもたちの育ちのふたばと、保育所と幼稚園の二つの機能を併せ持つことを表しています。